

「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理（概要）

平成 23 年 8 月 23 日
消費者委員会

消費者委員会は平成 22 年 12 月以来、「健康食品の表示の在り方」に関する検討を積み重ねてきた。これは、同年 8 月にまとめられた消費者庁の「健康食品に関する検討会」報告書で提起された要請に基づくものである。消費者委員会では、食品の専門家・研究者、事業者団体、地方公共団体、関係機関等からのヒアリングを実施し、論点を整理した。それらを踏まえ、今後の施策展開へ向けて早急に取り組むべき検討課題を「中間整理」として提示する。

健康食品をめぐるっては、特定成分を抽出・濃縮・乾燥させた「錠剤・カプセル型食品」の安全性確保や表示のルール化のあり方、消費者を誤認させる広告・表示の問題、適正な法執行体制整備の遅れ、情報の収集・分析・提供の不十分性などの課題が指摘される。消費者庁検討会の報告書で提起された課題を踏まえ、主に次のような課題についての検討を進めることが求められる。

- (1) 健康増進法、食品衛生法、景品表示法による法執行について、中央・地方の連携強化、運用体制の整備などが必要である。
- (2) 「錠剤・カプセル型食品」については、消費者団体・専門家・業界団体等を交えた検討を進め、表示の規制あるいは「届出制」などのルール化について、その必要性の有無を含む検討を進めるべきである。
- (3) 食品の機能性表示については、表示を可能とすることの是非や表示を可能とする制度を導入した場合の実効性あるチェック体制の実現可能性などを含めた検討が必要である。機能性を暗に示す広告・表示や、「体験談広告・表示」については、法執行体制の強化にあわせ、違反表示のガイドラインの明確化をはじめ、その取扱いを検討すべきである。
- (4) 健康食品に関する「事故情報の一元化」の体制を早急に整備する必要がある。医療機関・保健所、消費者団体などとも連携・協働し、幅広い情報収集ネットワークを構築し、事業者に通達義務を課すことなど新たな法整備の必要性も検討すべきである。また、原因の分析・調査体制を強化するとともに、消費者からの申立制度の整備や、地方公共団体の取り組みへの国の支援・連携のあり方も検討すべきである。

今後、消費者委員会において、消費者、事業者、地方公共団体を対象とした実態調査等を実施し、運用面の改善あるいは新しい制度の構築について検討することが求められる。当「中間整理」が、具体化されることを期待したい。